

さ情審査答申第145号
平成29年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年10月21日付けで貴職から受けた、「南部建設事務所建築指導課及び北部建設事務所建築指導課所管の平成26年度分の違反・苦情等受付台帳及び違反台帳」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年5月27日付け建建建行第389号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち、不開示部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。
建築主、建築場所、連絡者情報等については開示できない個人情報として納得できるが、概要、建物用途、構造、地上階数及び地下階数は開示しても物件の特定には至らないので、権利を害するおそれはない。よって条例第7条第2号、第3号に該当しない。特に違反概要については、開示することで市民一般にどのような建築物が違反に当たるのか例として周知することができるので開示の公益性が高い。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 事案の概要

本件は、行政情報開示請求者（異議申立人と同人）がさいたま市情報公開条例（平成13年5月1日条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、処分行政庁に対し、公文書に記録されている行政情報の開示請求をしたものの、処分行政庁から一部開示決定を受けたことから、当該決定のうち、違反・苦情等受付台帳に記録された違反内容の概要（建物等の具体的な状況）、並びに違反台帳に記録された建物用途、建物の構造、建物の地上階数及び地下階数に係る情報（以下「本件不開示情報」という。）を開示し、不開示とした部分の取消し及び不開示とされた情報を開示することを求める事案である。

2 本件対象行政情報について

「違反・苦情等受付台帳」とは、法に適合しないと疑われる建築物等及び建築行為について、市民や関係機関から通報や情報提供等により連絡を受けた場合に、受付状況を把握するために各建設事務所建築指導課が作成する台帳であり、(A) 受付番号、(B) 受付日、(C) 通報等の種別による発見種別、(D) 建築主氏名、(E) 建築場所、(F) 違反・苦情内容の概要、(G) 連絡者の住所、氏名、電話番号、(H) 処理後の連絡の要否及び連絡を済ませているかどうか、(I) 違反・苦情番号、(J) 担当職員名が記録されている。

また、「違反台帳」とは、調査を行った結果、法に適合しない建築物であると認められた場合に、処理状況を把握するために各建設事務所建築指導課が作成する台帳であり、(A) 違反番号、(B) 調査日、(C) 建築主氏名、(D) 建築場所、(E) 都市計画法による用途地域、(F) 建物用途、(G) 建物の構造、(H) 建物の地上階数及び地下階数、(I) 建築基準法の違反条項、(J) 受付番号、受付日及び通報等の種別による発見種別、(K) 処理番号、処理日及び処理の方法、(L) 担当職員名が記録されている。

両台帳とも、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第1項に基づく違反建築物に対する是正措置命令権を根拠として行われる行政指導を実施するにあたり、その状況等を把握することを目的として作成している。

3 本件不開示情報が条例第7条第3号アに該当すること

- (1) 条例第7条第3号アは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

があるものを不開示情報と定めている。

違反・苦情等受付台帳及び違反台帳に記録された情報は、開示されると当該建築物所有者等である法人等が特定行政庁(法第2条第35号で定義)から建築基準法令違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになり、行政指導を受けたこと自体が公表されるだけで、一般的に、法人等の信用の低下を招き、更には各種の取引活動において不利な扱いを受ける等その競争上の地位に結果として不利益を被ることがある。かつ、違反・苦情等受付台帳には、建築基準法令違反の具体的な内容が記録されており、違反台帳には、その違反事項が建築基準法令の何条に該当するのかが記録されており、その具体的な内容が明らかになることは、更に法人等の信用の低下を招き、その競争上の地位を害することとなる。また、当該建築物自体についても、風評被害により、当該建築物に関連する取引や契約において不利な扱いを受けるおそれがある。

これらの台帳に記録される建築基準法令違反の事実は、あくまで行政指導の過程で特定行政庁が判断したものであって、刑事処分や行政処分的前提としてされる法定の手續に従った事実認定とは異なり、当該台帳を公表し当該法人等に一定の不利益を与えることが許されるために必要な手續過程を経た上で判断されたものではない。そして、行政指導自体は、法人等に対し、刑事処分や行政処分ではなく任意の改善を求めるものであって、建築基準関係法令違反の事実の公表を予定したものではない。

本件不開示情報は、その情報自体では当該法人等を識別できるものではないが、該当する建築物の特定に役立つ有力な情報である。開示している建築場所の区名により建築場所を絞り込み、次に建築用途、構造、階数と段階的に条件の絞り込みを行い、更に違反内容の概要を分析することにより、当該建築物を相当範囲にまで限定することは可能である。また、内容(例えば、特徴的な違反の概要、地域周辺によっては少数の建物用途、特徴的な建物構造、地域周辺によっては際立つ階数等)によっては、各々の情報一つをもって、当該建築物を相当範囲にまで限定することは可能である。

当該建築物を相当範囲にまで限定すれば、市販されている住宅地図等他の情報と照合することによって、当該建築物を特定することが可能となる。また、条例が開示請求の請求主体について何らの制約を設けていないため、当該建築物の周辺に生活圏を有する市民等の行政情報開示請求者の属性によっては、当該建築物を相当範囲にまで限定すれば、当該建築物を特定することが可能となる。あるいは、建築物を相当範囲にまで限定した後、限定した建築物について、別途違反建築物の指導に関する情報を情報開示

請求する等の新たな調査を行うことにより得られる他の情報と照合することによって、当該建築物が特定される可能性は否定できない。当該情報の性質からして、このような調査を行う可能性は、当該法人等と利害関係のある者が恣意的に当該法人にとって不利益な情報を得ようとして調査することも十分想定される。

建築物を特定すれば、建物登記簿の閲覧、住宅地図に掲載されている表札表示により、建築物所有者等（法人等）を識別することは容易である。

ところで、本件異議申立人は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく口頭意見陳述において、建築物の外形的特徴から違反と思われる建築物を通報する取り組みを行っているが、実際に違反建築物に該当するかわからないと述べている。法令違反の有無は、通報者に対しても原則回答していないが、本件不開示情報により、異議申立人は、通報した建築物が当該台帳に記録されているかを判別し、法令違反の有無を知り得ることとなる。このことは、上述の本件不開示情報により当該建築物所有者等（当該法人等）を識別することができることの蓋然性を具体的に表している。本件不開示情報は、条例第7条第3号アに該当する。

なお、本件不開示情報は、それぞれが一体となって、建築物の物理的状況または状態を表す情報を構成していることから、個々の記録そのものについて個別に判断する性質のものではない。仮に、違反台帳に記録された建物用途、建物の構造、建物の地上階数及び地下階数に係る情報について、個々の記録そのものについて個別に判断した場合、個々の記録一つ（例えば建物用途のみ）では、当該建築物の特定の可能性は低く、建築物所有者等（当該法人等）を識別することは難しくなる。しかし、個々の記録一つずつ、別々に開示請求を行うことにより、結果として上述の情報を開示することと変わらないこととなる。よって、違反台帳に記録された建物用途、建物の構造、建物の地上階数及び地下階数に係る情報は一体として不開示情報に該当するか判断すべきものである。

- (2) 条例第7条第3号ただし書きは、当該法人等の正当な権利利益は十分に保護されるべきものとしながら、なお公にすることにより保護されるべき公益性がそれに卓越する場合にあっては、例外的に当該情報を開示すべきと定めたものである。

異議申立人は行政不服審査法に基づく口頭意見陳述において、違反・苦情等受付台帳に記録された違反内容の概要は、開示することで市民一般にどのような建築物が違反にあたるのかを例として周知することができることをもって公益性を主張する。これは違反建築物の発見の機会の拡大及びその二次的効果として期待される違反建築の未然予防を目的とした効

果であると考えられる。

しかし、建築物が適法であるかどうかの判別は、敷地の条件及び形状、建築物の用途、構造、規模、形状等の複合的要素により、法の技術的基準への適合性を判断する必要があり、法規制は外形的特徴を形成する規定から、外形上からは必ずしも認識できない規定まで、合理的な規定として全体を構成しており、その違法性を形態的一特性のみで特定することは難しい。このことは、法の技術的基準が仕様規定（形式）から性能規定（実質）へと変化していることから明らかである。

そのため、違反・苦情等受付台帳に記録された違反内容の概要の情報をもとに、ある建築物において違反となる形態的一特性が他の建築物においても違反であるとはいえず、異議申立人が主張する効果は認められない。

もとより、条例第7条第3号ただし書きが定める公益性は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と定めており、異議申立人が主張する公益性とは合致しない。

また、異議申立人は行政不服審査法に基づく口頭意見陳述において、建築物の外形的特徴（例えば、屋上の工作物付加）から違反と思われる建築物を通報する取り組みを行っている。取り組みの精度を高めるためにも、違反・苦情等受付台帳に記録される違反内容の概要を開示し、違反建築物として例示すべきであり、公益性が高いと主張する。

異議申立人は、通報して特定行政庁に行政指導を求めるものであるが、このことは特定行政庁に法第9条第1項に基づく是正措置命令をはじめとする監督権限の行使を求めることに他ならない。とすれば、法が保護すべき異議申立人の具体的権利の侵害は特定できようもなく、更には、義務付け請求権もこれを認めようもないから、異議申立人は原告適格性を有さず、異議申立人が主張する公益性の定義は不能である。

以上のことから、条例第7条第3号ただし書きに該当しない。

なお、異議申立人が主張するような違反建築物の発見の機会の拡大、及び違反建築の未然予防を目的としては、市民一般が建築物の違法性を形態的一特性のみで特定することが難しいことから、法は工事現場における確認の表示制度（法第89条第1項）を法定の制度として設けていることを申し添える。

4 本件不開示情報が条例第7条第2号に該当すること

本件不開示情報が個人に関する情報に属するものである場合もあり得るところである。しかしながら、その場合でも、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるかという判断に帰着し、これは前記3で述べたことと同様であるから、結論を異にするものではない。

- 5 以上、本件不開示情報は、条例第7条第2号または第3号に該当し、異議申立てには理由がないことから、本件一部開示決定は適法かつ適切である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、「違反建築物の違反・苦情処理の違反・苦情／建設事務所報告のうち平成26年分、違反建築物指導マニュアル」の開示請求をした。

実施機関は、「平成26年度の違反・苦情指導件数、違反・苦情指導件数月累計、違反条項、苦情内容」「南部建設事務所建築指導課及び北部建設事務所建築指導課所管の平成26年度分の違反・苦情等受付台帳、苦情等台帳、違反台帳」「違反建築物指導マニュアル、違反建築物指導マニュアル別冊」を特定し、当該違反・苦情等受付台帳、苦情等台帳、違反台帳のうち条例第7条第2号、同条第3号に該当する部分を除く、対象行政情報の一部開示決定（本件処分）を行った。

異議申立人は、不開示情報中、「(違反内容の)概要」「建物用途」「構造」「地上階数」「地下階数」（本件不開示情報）については、条例第7条第2号、同条第3号に該当しない、不開示理由の不立証、開示の公益性が高い、として本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

異議申立人の各主張について、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号、同条第3号に該当しないとの主張について

- ① 不開示とする情報として、条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの、と規定し、同条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、と規定している。
- ② 実施機関の説明によると、違反台帳に記録された建物用途、建物の構造、建物の地上階数及び地下階数に係る情報は、それぞれが一体となって、建築物の物理的状況又は状態を表す情報を構成していることから、個々の記録そのものについて個別に判断する性質のものではなく一体として不開示情報に該当するか判断すべきである、とのことである。

本件不開示情報は、その情報自体では特定の個人や法人等を識別で

きるものではなく、また、個々の情報単独では当該建物の特定の可能性は低く、建築物所有者等を識別することは難しい。

しかしながら、実施機関の説明によると、本件不開示情報は当該建物の特定に役立つ有力な情報で、建築場所の区名により建築場所を絞り込み、その区の中で建築用途（工場や共同住宅、階数等が決まってくる）により更に絞り込み、同様に建物の構造、階数と段階的に条件の絞り込みを行い、更に違反内容の概要を分析することにより、当該建築物を相当範囲にまで限定することは可能であるとのことである。

また、不開示情報の内容（特徴的な違反の概要、地域周辺によっては少数の建物用途、特徴的な建物構造、際立つ階数等）によっては、各々の情報一つをもって、当該建築物を相当範囲にまで限定することが可能とのことである。

このように、当該建築物を相当範囲にまで限定すれば、市販されている住宅地図等他の情報と照合することにより、当該建築物を特定することが可能となる。そして、それを基に建築計画概要書と照合すると、建築主、建築場所も判ることになる、と考えるのは妥当である。

したがって、異議申立人の、「本件不開示情報は開示しても物件の特定には至らないので」との主張は認めることができない。

- ③ 不開示情報である違反内容の概要には、通報された或は職員が発見した事象の具体的内容が記録されている。この記録があることで当該建築物は違反建築物であると思われてしまい、「違反」というレッテルだけで、十分に対象物件にダメージを与えることができる。また、当該建築物自体についても、風評被害により、当該建築物に関連する取引や契約において建築主等の権利者が不利な扱いを受けるおそれもある。

即ち、違反内容の概要を開示すると、当該建築物の評価が正当になされないなど個人の権利利益を害するおそれがあり、また、法人等の信用の低下を招き、更には各種の取引活動において不利な取扱を受ける等当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのである。

- ④ したがって、本件不開示情報は、条例第7条第2号、同条第3号に該当するということができる。

本件不開示情報が、条例第7条第2号、同条第3号に該当するとした実施機関の本件処分は妥当である。

- (2) 不開示理由の不立証との主張について

実施機関は、本件の行政情報一部開示決定通知書において、開示しない

理由として、「さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人を識別できるもの又は個人の権利利益を害するおそれがある個人情報であるため」「さいたま市情報公開条例第7条第3号に該当 法人等の権利利益を害するおそれがある法人等に関する情報であるため」、と記載して不開示理由を明らかにしている。

したがって、異議申立人の主張は認められない。

(3) 開示の公益性が高いとの主張について

異議申立人は、違反内容の概要について開示することで市民一般にどのような建築物が違反建築にあたるのか例として周知することができるので公益性が高い、と主張する。

しかし、実施機関の説明によると、建築物が適法であるかどうかの判別は、敷地の条件及び形状、建築物の用途、構造、規模、形状等の複合的要素により、法の技術的基準への適合性を判断する必要があり、法規制は外形的特徴を形成する規定から、外形上からは必ずしも認識できない規定まで、合理的な規定として全体を構成しており、その違法性を形態的一特性のみで特定することは難しく、違反内容の概要の情報を基に、ある建築物において違反となる形態的一特性が他の建築物においても違反であるとはいえず、異議申立人が主張するような効果目的は認められない、とのことである。

違反内容の概要を開示しても、異議申立人の主張している公益性に資するとは考えられないので、異議申立人の主張を認めることはできない。

3 以上の次第であるから、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月21日	諮問の受理（諮問第395号）
②	平成29年 4月20日	審議
③	同 年 6月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 8月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士

会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)